

番号	1. (1) ①
項目	歯科口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。
(回答) 歯・口腔と全身との密接な関連が示され、歯周病は生活習慣病でもあることから、本市の歯科保健事業は歯科専門部署が単独で実施するのではなく、生活習慣を担う各部署が横断的に連携しながら担うべきものと考えております。 本市の歯科口腔保健に関する事業は、対象者や目的が多岐にわたっており、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導等、学齢期の歯科健康教育等、成人に対する歯科健康相談や訪問口腔衛生指導及び歯周病検診等、障がい者（児）に対する歯科診療、休日・夜間緊急歯科診療等の各種歯科保健事業、後期高齢者医療制度の被保険者で通院による歯科健康診査が受診できない方を対象とした訪問歯科健康診査を、各区・局が連携しながら実施し、市民の歯科口腔保健の維持・向上に努めています。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	1. (1) ②
項目	「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください。
(回答) 歯科口腔保健の推進に関する法律 15 条において、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。」とされていますが、本市では、各区役所に設置されている保健福祉センターにおいて、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導事業、歯科健康相談、訪問口腔衛生指導等の法の理念・目的に添った各種歯科保健事業を実施しており、事業の実施に必要な従事者を配置しております。 今後は、他都市の動向を注視しながら、本市における口腔保健支援センターのあり方について考えてまいりたいと思います。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	1. (1) ③
項目	すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点としての機能を抜本的に充実させてください。
(回答) 本市では、本庁に常勤として歯科医師 1 名、各区保健福祉センターに非常勤嘱託職員として歯科医師計 26 名、訪問口腔衛生指導における歯科衛生士計 9 名等を配置し、乳幼児健診時の歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導事業、歯科健康相談、訪問口腔衛生指導等の各種歯科保健事業を実施しております。 今後とも、多様化する市民ニーズの把握に努め、効果・効率的な保健衛生事業を検討してまいります。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	1. (2) ①
項目	市の独自施策として、乳幼児歯科健診は4歳児・5歳児・6歳児も対象としてください。
(回答) 現在、本市では、1歳6か月児、及び3歳児健康診査において歯科健康診査を実施しており、健康診査の結果、う蝕罹患の可能性が高いと判断された幼児とその養育者を対象に、歯科医師の指示に基づき歯科衛生士が、歯の清掃方法やう蝕罹患予防のため間食等について具体的な指導を行っております。さらに、希望者には、歯科医師の指示により、歯科衛生士がフッ化物塗布を行い、積極的に幼児のう蝕予防を図っております。 また、1歳6か月児健康診査においてう蝕があった児については、6か月後に再度、歯科保健個別指導を行い、希望者にフッ化物塗布を行うことで、生涯にわたる歯の健康を保持する基盤づくりを行っております。 4歳児・5歳児・6歳児歯科健康診査については、国における歯科口腔保健施策の動向を注視してまいります。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	1. (2) ③
項目	認可保育所の歯科健診結果で、集計している公立園の対象者数、未処置歯のあるこどもの人数、喪失歯のあるこどもの人数、歯列不正や咬合異常で「歯科医師に受診が必要」となったこどもの人数を教えてください。また、嘱託歯科医の所見で口呼吸などの気になる状態の指摘はどのようなものがあるか教えてください。
(回答) 大阪市立保育所（公設置公営）における令和5年度の歯科健診集計結果対象者数は4820人であり、その内、未処置歯のあるこどもの人数は508人、歯列不正や咬合異常の指摘があったこどもの人数は309人となっています。喪失歯については、癒合歯、小帯と合わせてその他の所見として集計を行っており、そのこどもの人数は380人となっています。また、「歯科医師に受診が必要」となったこどもの人数は、未処置歯及びその他の所見によるものと合わせて集計しており668人となっています。 嘱託歯科医所見の気になる状態としての指摘については、開咬のこどもについて指吸が多くあげられています。	
担当	こども青少年局幼保施策部保育所運営課 電話：06-6684-9345

番号	1. (2) ④
項目	4 歳児訪問事業について、施設訪問と家庭訪問の件数を教えてください。
(回答) 令和 5 年度につきましては、施設訪問が 18,458 件、家庭訪問が 413 件、合計 18,871 件となっています。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ 電話：06-6208-9399

番号	1 (2) ⑤
項目	令和5年度の学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、口腔崩壊状態（う歯が10本以上ある状態）になっている児童・生徒の人数を教えてください。受診者の学年ごとの内訳、未受診者の数、口腔崩壊の学年ごとの内訳についても教えてください。不登校や欠席などで学校歯科健診を未受診となっている児童・生徒の人数を教えてください。また、学校歯科健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるような具体的な対策を講じてください。
(回答) 学校における健康診断について、学校保健安全法第14条に基づき実施しており、健康診断の結果を各学校で把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めています。 そのうち、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出してもらいます。未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、引き続き保護者に受診を促しています。 また、健康診断未受診の児童・生徒への対応について、各学校においては、受診状況に応じ、学校歯科医が歯科健診を随時実施するとともに、教育委員会においては、各学校に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しています。 なお、令和5年度の学校歯科健診においては、約16万人が受診し、受診者の学年ごとの内訳は、小学校1年、18,150人、2年、18,315人、3年、18,344人、4年、18,417人、5年、18,536人、6年、18,566人、中学校1年、16,177人、2年、15,857人、3年、15,796人となっております。そのうち、口腔崩壊状態（う歯が10本以上ある状態）になっている児童・生徒の人数については、457人となっており、その内訳は、小学生401人、中学生56人となっております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	1 (2) ⑥
項目	<u>市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともに、フッ化物洗口（週1回）に取り組んでください。</u>
（下線部のみ回答） 学校での昼食後の歯みがき指導について、幼児期・学童期からの歯と口の健康づくりは生涯を通じて健康な生活を送るための基盤となり、食後の歯みがき習慣の定着は長く健康な歯を維持するために大変重要なものであることから、各学校の状況に応じて実施していただくよう協力を依頼しているところです。 また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っています。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	1(2)⑦⑧
項目	「大阪市こどもサポートネット事業」で、対象となった児童・生徒の人数、つないだ支援の内容と件数を教えてください。また、スクリーニングの中で学校に来ていない児童・生徒の把握状況を教えてください。 「大阪市こどもサポートネット事業」にう歯や口腔崩壊状態で未受診になっている児童・生徒への受診同行などの対応を位置づけてください。
(回答) 「大阪市こどもサポートネット」は、実施目的を、「すべてのこどもたちの状況を把握」し、「課題の解決に向けて必要な支援につなげていく」こととしており、学校におけるこどもの外形的な様子からの「気づき」を「見える化」して区役所等の福祉制度や支援先の利用など、必要な支援先につなげる仕組みとなっています。全児童生徒の状況を把握する具体的手法としては、スクリーニングシートを学校に導入し、こどもたちが1日の大半を過ごす学校での日ごろの様子から、課題の有無や現況等について、「気になる状態」や「特に気になる状態」に該当する場合に印をつけ、一定の点数がつくこどもたちを抽出することで、定量的に本事業の対象となるこどもたちを把握する仕組みとしています。 本事業の対象となったこども達については、教職員とともに、区役所に配置するスクールソーシャルワーカーやこどもサポート推進員、スクールカウンセラーなどが専門的な見地から必要な支援や支援先についてアセスメントを行い、課題に応じた適切な支援や支援先につなぐこととしています。 「大阪市こどもサポートネット」により、全児童生徒を対象にスクリーニングを行った結果、令和6年3月末現在で、3,608人（全児童生徒の約2.2%）の課題を抱えるこどもや子育て世帯が抽出され、うち3,442人（95.4%）をなんらかの支援利用につなげることができました。 主な支援のつなぎ先としては、福祉制度の窓口をはじめとして、こども食堂等のこどもの居場所や医療機関、関係機関等となりますが、個々のつなぎ先別の件数や学校に来ていない児童生徒に特化しての集約等の資料のとりまとめは行っておりません。 「う歯や口腔崩壊状態」で未受診となっている世帯に対する受診同行などの対応を位置づける要望につきまして、まずは、治療が必要な児童生徒が未受診である場合には、基本的には学校から保護者に受診勧奨を行ない、保護者により受診いただくこととなります。しかしながら、未受診となっている背景として、保護者自らが受診の手続きが困難な状況などの課題を有する場合は、保護者による受診が可能となるよう課題解決に向けた寄り添い型支援として、保護者と児童生徒の受診に同行するなど対応を行っているところです。しかしな	

がら、未受診となっているすべてのケースで、保護者に代わって恒常的に同行受診することは困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本事業としましては、今後とも、学校と連携をしながら、保護者による医療機関への受診が行われるよう、アウトリーチにより取り組んでまいります。

担当

こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ
電話：06-6208-8153
教育委員会事務局指導部教育活動支援担当生活指導グループ
電話：06-6208-9174

番号	1 (2) ⑨
項目	外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。
(回答) 学校医療券につきましては、小・中学校の就学援助制度のお知らせの援助内容に記載し、周知しております。 就学援助制度のお知らせは、英語・中国語・フィリピン語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・韓国語・やさしい日本語版の8種類の用意がございます。 また、外国につながる子どもの教育をすすめるため、編・転入学時の初期対応や懇談会、教育相談等において、通訳者による支援を行っております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話番号：06-6208-8128

番号	1. (2) ⑨
項目	外国人の保護者や児童・生徒に対し、<u>子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。</u>とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。
(回答) こども医療費助成制度につきましては、制度の仕組みや医療費の償還に関する案内を、外国語で作成しており、ご希望の方には区の窓口で配布しております。 併せまして、制度の概要についても外国語で本市ホームページに掲載しております。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ 電話：06-6208-7971

番号	1.(3)①
項目	妊娠ステージの変化にあわせ口腔内の変化が見られるため、妊婦歯科健康診査の無料実施を、何度でも近くの医療機関で個別健診として受けられるなど、受診しやすい制度に改善してください。
(回答) 本市では、各区保健福祉センターにおいて毎月実施される妊婦教室に併設し、妊婦に対し、歯科医師による妊婦歯科健康診査を無料で実施しています。 歯科医師が妊婦の歯の状況、歯周組織の状況、口腔内清掃状況及びその他の異常の有無について診査を行うだけでなく、必要な場合には保健指導を行うとともに、要医療の方には医療機関の受診を勧奨しております。 今後も引き続き、母子健康手帳交付時や各種保健事業開催時、区政だより及びその他広報等あらゆる機会を利用し、妊婦歯科健康診査事業の周知徹底に努めるとともに、歯科医師会等の関係機関と連携し、妊婦の健康管理や不安の解消等に努めてまいります。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	1. (3) ②
項目	<u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。</u>
(回答) 歯周病検診は、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は 20、30、40、50、60 及び 70 歳の住民を対象として歯周疾患検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、さらに 25、35、45、55、65 歳の住民も対象として実施しております。 また、歯周病検診の受診者負担金は 500 円としておりますが、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、無料で受診いただいております。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	1. (3) ②
項目	<u>歯周病検診は、満 18 歳以上のすべての市民と満 15 歳以上の障がいのある人を対象に年 1 回、無料で実施してください。</u>また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。
(回答) (下線部について回答) 本市においては、有料ではありますが、一般歯科医院での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	1. (4) ①
項目	後期高齢者の訪問歯科健診の実施件数を区ごとに教えてください。
(回答) 令和3年度からの区別実施件数は、以下のとおりです。 令和3年度 北区：1人、都島区：1人、福島区：1人、港区：2人、浪速区：1人、東淀川区：1人、東成区：1人、城東区：1人、鶴見区：1人、阿倍野区：4人、住之江区：7人、東住吉区：1人、住吉区：6人、平野区：1人、西成区：1人 計30人 令和4年度 北区：1人、都島区：3人、此花区：3人、西区：2人、港区：1人、天王寺区：1人、西淀川区：1人、淀川区：1人、東淀川区：1人、東成区：17人、生野区：2人、城東区：3人、鶴見区：1人、阿倍野区：1人、住之江区：16人、住吉区：2人、東住吉区：3人、平野区：3人、西成区：1人 計63人 令和5年度 北区：2人、都島区：3人、此花区：1人、中央区：1人、港区：1人、天王寺区：3人、淀川区：2人、東成区：15人、生野区：1人、阿倍野区：1人、住之江区：14人、住吉区：6人、東住吉区：2人、平野区：3人 計55人 参考：令和6年度（10月末までに申請があった件数） 都島区：2人、此花区：1人、中央区：2人、港区：1人、天王寺区：1人、浪速区：1人、西淀川区：2人、淀川区：2人、東淀川区：3人、東成区：7人、旭区：1人、城東区：18人、鶴見区：12人、阿倍野区：1人、住之江区：14人、住吉区：2人、東住吉区：7人、平野区：1人、西成区：1人 計79人	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876

番号	1. (4) ②
項目	訪問口腔衛生指導事業の歯科衛生士の配置人数、1 年間の訪問口腔衛生指導件数などを区ごとに教えてください。
(回答) 令和5年度訪問口腔衛生指導事業の歯科衛生士の配置人数は、24 区で9名、訪問口腔衛生指導件数は42 件（延べ53 件）です。 (各区内訳) 北区・・・0 件、都島区・・・1 件、福島区・・・0 件、此花区・・・0 件、中央区・・・0 件、西区・・・2 件、港区・・・0 件、大正区・・・1 件、天王寺区・・・0 件、浪速区・・・1 件、西淀川区・・・実1（延2）件、淀川区・・・0 件、東淀川区・・・4 件、東成区・・・0 件、生野区・・・0 件、旭区・・・3 件、城東区・・・0 件、鶴見区・・・5 件、阿倍野区・・・2 件、住之江区・・・3 件、住吉区・・・2 件、東住吉区・・・実10（延15）件、平野区・・・実6（延11）件、西成区・・・1 件	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	1 (4) ③
項目	市の独自施策として、要介護度・要支援度が決まれば要介護者・要支援者には必ず歯科健診を実施してください。また、歯科受診を促す啓発パンフレットやチラシなどを作成し、要介護者・要支援者へ渡してください。
(回答) 介護保険制度においては、要介護・要支援認定を受けた方に係る介護サービスや介護予防サービスは、利用者本人がケアマネジャーと相談し、心身の状況、その置かれている環境などに応じて、ご本人の意思で契約を締結し、作成されたケアプランに基づき利用するものです。 口腔ケアについては免疫力アップ等の重要性を認識しており、介護サービスにおいても主治医やケアマネジャーと相談しながら、歯科医師や歯科衛生士から居宅療養管理指導を受けることができます。	
担当	福祉局高齢者施策部課介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	1. (5) ①、②、④
項目	①障がい者（児）歯科医療に対応する一次医療機関を増やしてください。当該医療機関を対象とする財政支援策および高次歯科医療機関との相互連携を支援してください。 ②障がい者（児）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成してください。 ④市内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、市民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内してください。
	(回答) 福祉局としましては、基本的には一次医療機関で診療を受けられるものと考えておりますが、一次医療機関での治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	1. (5) ③
項目	③中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ってください。
(回答) 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進するため、令和3年度の報酬改定により、障がい者支援施設におきましては、口腔ケアに関してマネジメントが必要な方に対し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従事者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を実施した場合に、加算報酬を算定できるようになっているところです。	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	1. (6) ①
項目	市の独自制度として、歯科衛生士や歯科技工士をめざす学生に対する給付型や無利子の就学助成制度を創設してください。
(回答) 経済的理由で就学が困難な方を対象にした奨学金制度として、日本学生支援機構による奨学金制度があり、歯科衛生士や歯科技工士の養成施設への就学の際にも利用することが可能です。 本市では、現時点において、歯科衛生士や歯科技工士をめざす学生向けの就学助成制度の創設は予定していません。	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	2. (1) ①
項目	市の独自施策として、妊産婦医療助成制度（妊娠の届出をした月から出産後 1 年間）を創設してください。
(回答) 大阪市におきましては、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図るという観点から、妊婦健康診査、産婦健康診査の公費負担を実施しております。 また、妊婦健康診査については、平成 31 年度からは、超音波検査の公費負担回数を 4 回から 8 回に増やすなど、さらなる経済的負担の軽減を図ってきたところであります。 また、令和 2 年度からは、多胎妊娠の方の公費負担回数を 2 回分追加しております。 今後とも、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保してまいります。 なお、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等における動向にも注視してまいります。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	2. (1) ②
項目	こども医療費助成制度の一部負担金は無料にしてください。取り急ぎ、就学前の乳幼児の一部負担金は無料にしてください。全国の7割近くの自治体が一部負担金を無料としています。(2023/4 現在、全国 1,741 自治体中 1,198 自治体〈68.8%〉が完全無料。東京 23 区・名古屋市などは無料)。
(回答) 本市のこども医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施しており、平成 16 年 11 月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1 医療機関ごとに入・通院各 1 日あたり 500 円以内で、月 2 日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。 なお、一部自己負担額に月額 2,500 円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けていただくことができることとしており、平成 31 年 4 月診療分からは、一度手続きいただければ、その後は自動で払い戻しを行う自動償還を開始しています。 また、制度創設当初は 0 歳の通院に係る医療費及び 6 歳（小学校就学前）までの入院に係る医療費を助成の対象としていましたが、その後対象年齢の拡充を行い、現在は 18 歳（高校修了）までの入・通院に係る医療費を助成対象としています。 加えて、平成 27 年 11 月診療分からは、入院・通院とも 0 歳から 12 歳（12 歳に到達する日の属する年度の年度末まで）の所得制限を撤廃するとともに、12 歳（中学校就学）から 18 歳（高校修了）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和してきたところであり、さらに、令和 6 年 4 月から 12 歳（中学校就学）から 18 歳（高校修了）までの所得制限を撤廃しています。 本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えています。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ 電話：06-6208-7971

番号	2. (1) ③④
項目	③市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度の対象とならない難病患者・中軽度の障がい者にも広げてください。 ④市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度における 1 カ月の負担上限 3,000 円を以前の 1,000 円に戻し、薬局での負担を撤廃してください。
(回答) 大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、制度の持続可能性の確保や受益と負担の適正化を図るため、平成 30 年 4 月診療分から制度の変更が行われました。 本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	2. (1) ⑤
項目	市の独自施策として、高齢者を対象とした医療費助成制度を創設してください。
(回答) 大阪府の福祉医療費助成制度は、助成の対象や範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図ることとして、平成 30 年 4 月診療分から制度変更が行われました。 本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度変更を行ったものです。本市の厳しい財政状況から、大阪市独自の制度として老人医療費助成制度を創設することは困難であると考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行っています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	2. (1) ⑥
項目	こども医療費助成の対象者について、入院時の食事療養にかかる自己負担額の全額を助成してください。
(回答) 入院時の食事療養にかかる自己負担（標準負担額）につきましては重度の身体・知的障がいのある方に対し別途制度により助成を実施しており、制度の対象者に対しては、入院時食事療養費の自己負担額を助成しております。 本制度は、本市独自に実施しているものであり、本市の財政状況からこれ以上の対象者の拡充は難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ 電話：06-6208-7971

番号	2. (2) ①
項目	国保都道府県単位化にあたっての2023年度までの6年間の経過措置期間後も一般会計からの繰り入れを引き続きおこなってください。また、国保料を引き下げるよう府へ要望してください。
(回答) 国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。 平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。 令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。 また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号	2. (2) ②
項目	国保料減免制度の拡充で被保険者の負担軽減を図ってください。低所得者や多子世帯・ひとり親世帯・障害者を対象にした9割減額の新設など、それぞれの世帯の実情にあった制度をつくってください。また、保険料を支払うと生活保護基準額以下となる場合は、介護保険制度にある保険料などを軽減・免除する「境界層措置」を新設し適用してください。
(回答) 保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。 また、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、平等割保険料及び均等割保険料の7割・5割・2割を軽減する制度や、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学のこどもにかかる国民健康保険料の均等割額を5割軽減する制度のほか、倒産・解雇などの理由で離職された非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置を、国の制度として実施しております。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	2. (2) ③
項目	国保の一部負担金の減免制度を、低所得者などが使えるようなものに改善・拡充をしてください。 (回答) 療養の給付を受ける場合の一部負担金は、保険財政の安定的な運営を行うとともに、療養の給付を受ける被保険者と他の被保険者との受益と負担の公平を図る観点から、国民健康保険法の定めるところにより、療養の給付を受ける際に負担することとされています。 一方で、「特別な理由」がある被保険者に限っては、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる場合、一部負担金の減免や徴収猶予を行うことができるとしており、その特別の理由として、厚生労働省通知において、災害や、失業等により収入が著しく減少したとき等と規定されています。また、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、府内統一基準として、災害や失業等の特別の理由がある場合に、一部負担金の減免または徴収猶予を行うことができると定められています。 このことから、本市におきましても、大阪市国民健康保険条例及び同施行規則において、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して、一部負担金の減免、徴収猶予を行っています。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	2. (2) ④
項目	短期保険証廃止後の資格証明書の発行基準を教えてください。 (回答) 本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。 これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めております。 また、短期証の交付後もなお、特別の事情がなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。 なお、令和6年12月2日以降、保険証の廃止に伴い、短期証と資格証明書は廃止されます。また、資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。 特別療養費の支給に変更する旨の事前通知についての発行基準は、従前の資格証明書の発行基準から基本的に変更はございません。
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	2. (2) ⑤
項目	保険証の廃止に伴い発行される「資格確認書」をマイナ保険証の登録の有無にかかわらず全加入者に送付してください。
(回答) 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布されました。 従来の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードを所持している方には資格情報のお知らせを、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。 なお令和6年9月26日付け厚生労働省事務連絡により、後期高齢者については令和7年8月の年次更新までの暫定的な運用を行うよう通知があったことから、令和6年12月2日以降、新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する者について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とされています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	2（2）⑦
項目	府下で最も高い介護保険料を一般会計からの繰り入れで引き下げてください。また、保険料の減免制度を拡充してください。
（回答） 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 低所得者の保険料軽減として、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。 また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。	
担当	福祉局高齢者施策部課介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局高齢者施策部課介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	2. (2) ⑧		
項目	介護利用料の減免制度を拡充し、負担割合を軽減してください。		
(回答) 介護保険サービスを利用したときは、本人の所得金額等に応じて係る費用の1割、2割または3割を負担していただいております。 利用者負担額が高額となった場合、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、市町村民税非課税世帯は1月当たりの利用者負担額の上限を24,600円、年金収入等が80万円以下の方については1月当たりの利用者負担額の上限を15,000円とし、低所得者に対する自己負担額が少なくなるよう設定されています。 また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限額を超えた場合は、高額医療合算介護サービス費等として支給しております。 さらに、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについては、低所得者の利用者負担額を軽減する制度を各法人のご協力を得ながら実施しているところです。 いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えていることから、引き続き国に要望してまいります。			
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059		

番号	2. (2) ⑨
項目	介護保険料滞納者に対して、差し押さえといったペナルティーは中止してください
(回答) 介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう制度です。介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険者間の負担の公平性を損なうものでありますので、本市としましては、滞納被保険者に対する粘り強い納付督促を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。 差し押え（滞納処分）についてですが、介護保険法第144条により、介護保険料は「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されております。 さらに、地方自治法第231条の3第3項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。 介護保険料につきましても、納付期限までに納付がない場合には、あらためて納付期限を定め、督促状を送付し納付をお願いしているところです。また督促状送付後にも、お電話や文書等で納付のお願いをしているところですが、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、上記規定に基づき、滞納処分（差し押え）を執行しております。	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	3. (1) ①
項目	生活保護指定医療機関への高点数を理由とした個別指導は中止してください。
(回答) 生活保護法第 50 条第 2 項では、「指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事（＊）の行う指導に従わなければならない。」とされており、また、同法医療扶助運営要領では、「指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。」とされていますので、この主旨に基づき個別指導を実施しています。 ＊都道府県知事は政令指定都市長に読み替え	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (1) ②
項目	生活保護指定医療機関への指導・検査の実施に際しては、行政手続法等に基づき親切丁寧におこなってください。また、個別指導実施日調整のために医療機関へ通知する文書に、指導・検査対象となる指定医療機関の選定理由を記載してください。
(回答) 大阪市では、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨や医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的に、生活保護法第 50 条第 2 項及び同法医療扶助運営要領に基づき実施をしており、指定医療機関には主旨の説明を行いながら調整を行っています。 また、選定理由に関しては、医療機関へ通知する文書に基金データ、レセプトデータ等の分析による医療機関の特徴を勘案して行っている旨を記載しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (1) ③
項目	2023 年度の生活保護指定医療機関（歯科医療機関）に対する指導・検査の選定理由 ごとの実施件数及び、2024 年度の実施期計画を教えてください。
(回答) 2023 年度の実施については、生活保護法による医療扶助運営要領第 6-1-(3) b「個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関」2 か所、d「社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴(例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)の一件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等)を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関」8 か所実施しております。 2024 年度は 9 か所の歯科医療機関に対して指導を行う予定です。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (1) ④
項目	「医療要否意見書」の事務費用（郵送費等）は市が負担してください。
(回答) 要否意見書等の提出は、医療扶助運営要領にあるように、必ずしも郵送の必要はなく、直接福祉事務所の窓口を持参していただく方法や、被保護者自身に提出していただくことも可能ですので、返送方法についてご検討をお願いします。 なお、当該郵送料の取り扱いについては明確な基準が示されていないため、政令指定都市の民生局長等で組織される大都市民生主管局長会議として、「厚生労働省において明確な基準を示すとともに、行政負担の場合はその費用について全額国庫負担とするなど、必要十分な財政措置を講ずること。」を、令和4年7月に提案済みです。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (1) ⑤
項目	生活保護利用者に対して、ケースワーカーによる医療やケアプラン（介護扶助）への介入はしないでください。また、医療要否意見書は歯科医師の裁量を尊重し、再度の初診となった場合に意見書を求めるのはやめてください。
(回答) 医療および介護の扶助決定にあたっては、生活保護制度の「国民の最低限度の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない」という原則において、他制度と根本的な差異があることに留意し、生活保護法による医療扶助運営要領、介護扶助運営要領に基づき適正に実施しています。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (1) ⑥
項目	生活保護利用者におけるマイナンバーカードの普及率を教えてください。また、医療券のマイナンバーカードへの紐づけを強制しないでください。
(回答) 本市における生活保護の被保護者については、令和6年9月末時点において、全体で約70%の方がマイナンバーカードを取得しています。 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、令和6年3月に医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされていることから、本市としましては、オンライン資格確認の導入についてご理解をいただいた上でマイナンバーカードを取得し、医療機関を受診していただくよう、今後も丁寧に説明し、支援を行ってまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8021

番号	3. (2) ①
項目	「歯科医師届出票」等の届出時期にすべての歯科医師等へ届出票を郵送してください。
(回答) 歯科医師届出票は歯科医師法第 6 条第 3 項に基づく届出で、2 年ごとの提出が義務付けられており、歯科医師自らが住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出るものとなっています。 この届出票の配布・回収については、厚生労働省より受託事務として各都道府県や政令市が行っており、その事務は各自治体での運用によって実施しております。この事務については国からの限られた委託費で実施しており、本市では対象者（医療機関）が多いため、全医療機関や対象者への郵送による配布は実施しておりません。 本市では、市内 24 区にある保健福祉センターで届出票を配布しており、このほか歯科医師の関連団体等に協力を依頼しております。また、インターネット環境のある方に対しては、厚生労働省ホームページから届出票のダウンロードができるようになっております。 なお、令和 4 年度から、医療機関等に勤務する歯科医師につきましては、厚生労働省が構築・運用を行う「医療従事者届出システム」による届出が実施されております。 配布方法や場所について、ホームページ等を活用し引き続き広報を行うとともに、歯科医師の関連団体等へ協力依頼及び届出票の提出等について周知を行ってまいります。厚生労働行政の基礎資料であることを踏まえ、今後とも対応してまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。	
担当	健康局 保健所 保健医療対策課 電話：06-6647-0689

番号	3. (2) ②
項目	妊婦健診、歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。
(回答) 妊婦の歯科健診につきましては、各区保健福祉センターにおいて毎月実施される妊婦教室に併設し、歯科医師による妊婦歯科健康診査を無料で実施しており、必要な場合には保健指導を行うとともに、要医療の方には歯科医療機関の受診を勧奨しております。 引き続き、歯科口腔保健施策の推進に向けて関係機関との連携を図ってまいります。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9966

番号	3.(2)②
項目	妊婦検診、 <u>歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。</u>
(回答) 歯周病検診事業につきましては、大阪市内全域を対象として活動している一般社団法人大阪府歯科医師会と契約をしております。 (下線部について回答)	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	4. (1)
項目	カジノを核とする統合型リゾート（ＩＲ）の区域整備計画をただちに撤回してください。 (回答) ＩＲは、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 大阪・夢洲でのＩＲ立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型ＩＲの実現に向けて取り組んでいきます。
担当	ＩＲ推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	4. (2)
項目	健康保険証の廃止を撤回するよう国に要望してください。
(回答) 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布されました。 従来の健康保険証の廃止に伴い、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードを所持している方には資格情報のお知らせを、マイナンバーカードで医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。 これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	4. (3)
項目	地方分権推進の全国的流れに逆行する「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」（広域行政一元化条例）は廃止してください。
(回答) 大阪市では、令和 3 年 4 月 1 日に大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行したところです。この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものです。 それぞれの地域にふさわしい最適な形を基礎自治、広域行政の両面から自ら考え、地域の成長と住民生活の充実を図るため、こうした条例を府市で作っていくことは、地方の創意により強みを発揮するもので、地方分権の流れに沿ったものと考えています。	
担当	副首都推進局 事業再編担当 電話：06-6208-8864